

## 球磨村家庭学習用モバイルルーター貸与要綱

令和4年10月13日

教委告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村のGIGAスクール構想の推進に係る、自宅等におけるオンライン学習環境を整備するため、無線通信環境がない世帯に対するモバイル(Wi-Fi)ルーター(以下「モバイルルーター」という。)の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与を行う物品)

第2条 この要綱において、モバイルルーターとは、球磨村教育委員会が貸し出し用に用意しているモバイルルーターをいう。

2 貸与を行う物品は、モバイルルーター及びその付属品のみとし、SIMカードは含まないものとする。

(貸与対象者)

第3条 モバイルルーターの貸与を受けられる者は、村立義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者(以下「対象者」という。)で無線通信環境がない世帯の者とする。

(貸与台数)

第4条 村立義務教育学校に在籍する児童生徒の人数に関わらず、1世帯につき1台のモバイルルーターを貸し出すものとする。

(申請)

第5条 貸与を受けようとする者は、球磨村家庭学習用モバイルルーター貸与申請書(様式第1号)を球磨村教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

(貸与)

第6条 教育長は、前条の規定による貸与申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、対象者と認められた場合は、申請者にモバイルルーターを無償貸与するものとする。

(期間)

第7条 前条の規定により貸与を受けた者(以下「借受者」という。)が、モバイルルーターの貸与を受けられる期間は、原則、当該年度3月31日までとする。ただし、次年度も対象者であると認められる場合、次項に規定する届出により継続して貸与を受けることができるものとする。

2 借受者は、次年度も貸与を希望する場合は、球磨村家庭学習用モバイルルーター貸与継続届(様式第2号)を教育長に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止等)

第8条 借受者は、家庭学習目的以外にモバイルルーターを使用してはならない。又、モバイルルーターを処分、転貸、譲渡してはならない。

(破損又は紛失)

第9条 借受者は、モバイルルーターを破損又は紛失等したときは、ただちに球磨村家庭学習用モバイルルーター破損・紛失等届(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、借受者の負担で原状に回復するものとする。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(返却)

第10条 借受者は、第3条に規定する対象者でなくなった場合は、球磨村家庭学習用モバイルルーター返却届(様式第4号)を添えてモバイルルーターを返却しなければならない。

2 その他、貸与が不相当と判断された場合は、教育長が別途定める日までにモバイルルーターを返却しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。